

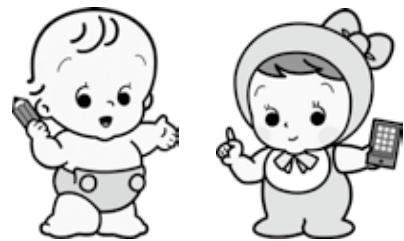
# 国勢調査へのご協力ありがとうございました

9月上旬から行われた平成27年国勢調査にご協力いただきありがとうございました。

国勢調査の結果は、平成28年2月頃から順次統計局ホームページで公表される予定です。この調査結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策などの各種施策の計画策定をはじめ、さまざまな分野で幅広く利用されます。

今後も各種統計調査にご協力をお願いします。

問い合わせ／平成27年国勢調査鴻巣市実施本部（☎544-7979）



## マイナンバー制度をかたる詐欺にご注意ください

マイナンバー制度に便乗した不審な訪問や電話が、全国的に多発しており、詐欺被害も報告されています。

マイナンバー制度に関して、公的機関から電話等で個人情報に関する質問をすることは絶対にありません。このような電話は詐欺被害につながりますので、個人情報等は絶対に教えないでください。不審な電話などを受けたら市消費生活センターや警察へご相談ください。

### 【このような電話などに注意してください】

○マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家

族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。

○「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありませんが、十分にご注意ください。

問い合わせ／市消費生活センター（自治文化課内・内線4906）



## 夕暮れ時には 早めのライト点灯を

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があり、特に16時から18時の時間帯に最も多く発生しています。また、夏期と比べて冬期の発生件数が多くなっています。

ドライバーの皆さんには、早めのライト点灯を心がけましょう。自転車に乗るときも早めにライトを点灯しましょう。また、歩行者や自転車を利用される方は、明るい服装で反射材を身につけるなどして外出しましょう。自分の存在を相手に認識しやすくすることが、事故防止、さらには自己防衛につながります。



問い合わせ／道路課交通担当（内線72445）

「消費者安全法」の改正により、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について条例を定めることが義務付けられました（法第10条の2）。条例制定内容（案）に対する、皆さんのご意見を募集します。

募集期間／12月21日㈪～1月20日（水・必着）

閲覧対象／○市内在住・在勤・在学の方  
○市内に事務所又は事業をする個人・法人・その他の団体

閲覧場所／自治文化課・市役所新館及び両支所市政情報コーナー・市ホームページ

提出方法／閲覧場所及び市ホームページ

意見に対する回答／寄せられたご意見は、条例制定の参考にさせていただきますが、意見に対する個別の回答は行いません。結果は、市ホームページ等でお知らせします。

その他／個人情報については、本件以外の目的では使用しません

問い合わせ／自治文化課防犯・消費生活担当（内線2475）

見  
集  
意  
見  
募

「鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）」に対する意見を募集します

ページに備えの意見書に住所・氏名・電話番号・意見を記入し、持参・郵送・FAX・メールで自治文化課防犯・消費生活担当（〒365・8601中央1・1・FAX543-5480・メールjibunka@city.kounosu.saitama.jp）

